

京都市産再エネの地域活用に向けた調査研究業務 委託仕様書

1 目的

京都市では、これまでから、建築物への太陽光発電設備や蓄電池の導入支援等を通じて、再エネの導入や発電した再エネ電気の自家消費の促進に取り組んでいるが、温室効果ガス排出量の更なる削減に向け、今後、自家消費の促進に加え、自家消費量を上回って生じる余剰電力についても市域で最大限活用することが重要である。

本件は、再エネ余剰電力の地域活用に係る仕組みの構築に向けた調査研究業務（以下「本業務」という。）を委託するものである。

2 業務委託の内容

(1) 他都市事例の調査

再エネの地産地消に取り組む他都市事例を調査するとともに、必要に応じて、当該都市との意見交換を実施し、本市での検討に資する知見等を把握・整理する。

(2) 小売電気事業者等へのヒアリング

小売電気事業者やアグリゲーター等へのヒアリングを実施し、京都市内の太陽光発電の余剰電力の買取・供給に係る状況や課題等を調査する。また、再エネ活用に関心のある市内企業等（RE100 参加企業等）へのヒアリングを実施し、余剰電力の活用意向や需要量等を調査する。

(3) 余剰電力の買取・供給スキーム等の検討

(1) 及び (2) を踏まえて、小売電気事業者等と連携し、買取対象となる太陽光発電設備の規模や買取価格等、余剰電力の買取・供給を行うスキームを検討する。また、同スキームの市域展開に向けた先行モデルとして、余剰電力を市有施設に供給する取組を検討する。

(4) コンソーシアムの創設・運営

余剰電力の需要先の開拓・拡大を図るため、(2) の市内企業等 ((3) で連携する小売電気事業者等を含む。) が参画するコンソーシアムの創設・運営の支援を行う。

(5) 市域展開に向けた方策の検討

余剰電力の買取・供給スキームの市域展開に向けて、国の制度及び予算を調査し、余剰電力の供給量の確保・拡大を図る方策や需要先の開拓・拡大を図る方策を検討する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4 提出物

本市に納品する成果品は、以下①～③のとおりとする。また、紙資料（ファイルに

綴じ背表紙を付けること)については2部提出し、電子データはCD-ROMに収録して提出すること。

なお、成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

- ① 業務実績報告書
- ② その他本市監督員が指示するもの
- ③ 本業務で取得、利用又は作成した資料

※ 電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市監督員と協議を行う。

5 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務計画書及び業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、業務の遂行に係る実施体制を示すとともに、業務を統括する業務責任者を定め、担当者の指揮及び業務の円滑な進捗に努めるものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うとともに、作業の進捗状況等を報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (6) 本業務で知り得た業務上の秘密に係る事項について、漏洩してはならない。本業務の完了後も同様とする。
- (7) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。

6 その他

- (1) 本業務の実績の確定後、受注者は速やかに業務実績報告書を作成し、発注者に提出するものとする。発注者は業務実績報告書の提出を受けたときは、速やかに本業務の実績を確認し、支払金額を確定し、受注者に通知するものとする。
- (2) 受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。